

平成30年9月18日

平成30年広島県議会9月定例会議案（その1）

広島県

平成30年広島県議会 9月定例会議案目次 (その1)

県第70号	平成30年度広島県一般会計補正予算(第4号)	1
県第71号	平成30年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算(第1号)	13
県第72号	平成30年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算(第3号)	17
県第73号	平成30年度広島県工業用水道事業会計補正予算(第2号)	21
県第74号	平成30年度広島県土地造成事業会計補正予算(第2号)	23
県第75号	平成30年度広島県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)	25

県第70号議案

平成30年度広島県一般会計補正予算（第4号）

平成30年度広島県一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 64,424,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,147,547,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年9月18日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		156,299,000	15,496,208	171,795,208
	1 地方交付税	156,299,000	15,496,208	171,795,208
7 分担金及び負担金		5,383,245	111,936	5,495,181
	1 分担金	495,288	21,614	516,902
	2 負担金	4,887,957	90,322	4,978,279
9 国庫支出金		172,434,915	32,190,876	204,625,791
	1 国庫負担金	133,565,251	18,529,012	152,094,263
	2 国庫補助金	36,478,782	13,661,864	50,140,646
11 寄附金		17,851	30,000	47,851
	1 寄附金	17,851	30,000	47,851
12 繰入金		47,970,656	867,481	48,838,137
	2 基金繰入金	47,578,333	867,481	48,445,814
13 繰越金		1	1,554,393	1,554,394
	1 繰越金	1	1,554,393	1,554,394
14 諸収入		51,897,449	3,362,143	55,259,592
	4 受託事業収入	998,282	3,238,000	4,236,282
	7 雑入	6,213,246	124,143	6,337,389
15 県債		150,442,766	10,811,102	161,253,868

	1 県債	150,442,766	10,811,102	161,253,868
歳 入 合 計		1,083,122,886	64,424,139	1,147,547,025

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		45,506,210	984,017	46,490,227
	1 総務管理費	21,084,920	904,252	21,989,172
	2 企画費	7,496,733	17,780	7,514,513
	3 地域振興費	4,731,079	30,000	4,761,079
	6 防災費	1,392,819	31,985	1,424,804
3 民生費		140,123,561	9,575	140,133,136
	2 児童福祉費	29,541,023	9,575	29,550,598
4 衛生費		80,667,558	1,660,667	82,328,225
	3 環境保全費	4,028,395	1,660,667	5,689,062
5 労働費		3,231,653	4,953	3,236,606
	2 職業訓練費	2,100,519	4,953	2,105,472
6 農林水産業費		34,044,384	1,482,720	35,527,104
	1 農業費	7,240,995	495,463	7,736,458
	3 水産業費	2,453,361	73,517	2,526,878
	4 農地費	6,488,227	589,740	7,077,967
	5 林業費	16,377,262	324,000	16,701,262
7 商工費		46,242,272	19,585,596	65,827,868
	2 工鉦業費	42,693,997	19,457,596	62,151,593

	3 観光費	1,153,990	128,000	1,281,990
8 土木費		95,754,827	33,298,258	129,053,085
	1 土木管理費	5,576,171	1,867,846	7,444,017
	2 道路橋梁費	37,776,938	4,404,933	42,181,871
	3 河川海岸費	33,392,886	26,879,230	60,272,116
	4 港湾費	9,878,145	55,000	9,933,145
	5 都市計画費	7,954,413	69,300	8,023,713
	6 住宅費	219,152	9,249	228,401
	7 空港費	957,122	12,700	969,822
9 警察費		62,125,294	387,302	62,512,596
	1 警察管理費	58,108,056	387,302	58,495,358
10 教育費		197,412,164	1,260,693	198,672,857
	1 教育総務費	27,235,325	98,106	27,333,431
	3 中学校費	33,772,970	22,366	33,795,336
	4 高等学校費	53,700,043	1,035,457	54,735,500
	5 特別支援学校費	16,975,249	55,601	17,030,850
	6 大学費	4,200,620	40,677	4,241,297
	7 社会教育費	1,278,620	8,486	1,287,106
11 災害復旧費		89,203,722	5,750,358	94,954,080
	1 農林水産施設災害復旧費	22,444,855	102,358	22,547,213
	2 土木施設災害復旧費	65,590,290	5,648,000	71,238,290

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 出 合 計		1,083,122,886	64,424,139	1,147,547,025

第2表 繰越明許費補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
6 農林水産業費			0	1,764,000
	5 林業費		0	1,764,000
		災害関連緊急治山事業費	0	1,764,000
8 土木費			3,240,000	13,340,000
	3 河川海岸費		3,240,000	13,340,000
		緊急砂防費	3,000,000	13,000,000
		緊急急傾斜地崩壊対策事業費	240,000	340,000
11 災害復旧費			0	47,250
	1 農林水産施設災害復旧費		0	47,250
		現年発生災害治山施設復旧費	0	47,250
合 計			3,240,000	15,151,250

第3表 債務負担行為補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
公共関与処分場による廃棄物適正処理事業	—	—	平成31年度	111,000
災害廃棄物処理事業	—	—	平成31年度	1,540,000
公共土木施設災害発生土砂等処理事業に伴う受託事業	—	—	平成31年度	94,000
建設技術者等緊急雇用助成事業	—	—	平成31年度	45,000
河道浚渫事業	平成31年度	100,000	平成31年度	700,000

第4表 地方債補正

(追加及び変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	24,468,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	34,325,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	23,854,300	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上	25,832,600	同上	同上	同上
直轄災害復旧事業	—	—	—	—	1,000,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上
公共施設等管理事業	883,800	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	2,045,000	同上	同上	同上
県立広島大学整備事業	126,400	同上	同上	同上	149,800	同上	同上	同上
私立学校施設耐震化整備事業	164,700	同上	同上	同上	185,800	同上	同上	同上
合併特例事業	619,700	同上	同上	同上	641,700	同上	同上	同上

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策事業	7,039,600	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	7,787,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
地方道路等整備事業	11,899,900	同	上	同上	11,927,800	同	上	同上
臨時財政対策	59,217,000	同	上	同上	55,189,002	同	上	同上
合 計	150,442,766				161,253,868			

県第71号議案

平成30年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第1号）

平成30年度広島県中小企業支援資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,580,355千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,434,130千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月18日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業支援資金収入		1,853,775	6,580,355	8,434,130
	1 繰入金	168,179	65,804	233,983
	4 県債	568,000	6,514,551	7,082,551
歳 入 合 計		1,853,775	6,580,355	8,434,130

(単位：千円)				
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 中小企業支援資金		1,853,775	6,580,355	8,434,130
	1 貸付金	736,178	6,580,355	7,316,533
歳 出 合 計		1,853,775	6,580,355	8,434,130

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業支援資金	568,000	証書借入	4.1以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定めるところによる。	7,082,551	証書借入	4.1以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定めるところによる。
合計	568,000				7,082,551			

県第72号議案

平成30年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第3号）

平成30年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 51,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,040,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月18日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		4,989,330	51,549	5,040,879
	3 国庫支出金	519,205	7,200	526,405
	5 繰入金	475,167	9,249	484,416
	8 県債	676,300	35,100	711,400
歳 入 合 計		4,989,330	51,549	5,040,879

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		3,860,141	51,549	3,911,690
	1 県営住宅事業費	3,860,141	51,549	3,911,690
歳 出 合 計		4,989,330	51,549	5,040,879

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	676,300	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	711,400	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合計	676,300				711,400			

県第73号議案

平成30年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度広島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
（4）主 要 な 建 設 改 良 事 業			
太田川東部工業用水道事業	260,514 千円	90,000 千円	350,514 千円
沼田川工業用水道事業	966,093 千円	1,287,800 千円	2,253,893 千円
太田川東部工業用水道第2期事業	76,498 千円	8,000 千円	84,498 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張事業	2,898 千円	193,200 千円	196,098 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	3,250,129 千円	26,000 千円	3,276,129 千円
第1項 営 業 収 益	3,008,556 千円	18,000 千円	3,026,556 千円
第2項 営 業 外 収 益	241,573 千円	8,000 千円	249,573 千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	3,485,899 千円	105,800 千円	3,591,699 千円
第1項 営 業 費 用	3,284,324 千円	105,800 千円	3,390,124 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 692,788千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,190千円、過年度分損益勘定留保資金 305,684千円及び当年度分損益勘定留保資金 319,914千円で補填するものとする。）」に改め、

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入				
第1款	資 本 的 収 入	1,138,085 千円	1,578,960 千円	2,717,045 千円
第1項	企 業 債	296,500 千円	570,800 千円	867,300 千円
第3項	受 託 金	592,951 千円	754,080 千円	1,347,031 千円
第5項	補 助 金	150,933 千円	254,080 千円	405,013 千円
支 出				
第1款	資 本 的 支 出	1,830,833 千円	1,579,000 千円	3,409,833 千円
第1項	建 設 改 良 費	1,306,003 千円	1,579,000 千円	2,885,003 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条列記中限度額「296,500千円」を「867,300千円」に改める。

(債務負担行為の補正)

第6条 予算第8条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
沼田川工業用水道事業	平成31年度	238,200千円

平成30年9月18日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第74号議案

平成30年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度広島県土地造成事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度広島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(2) 土 地 造 成 事 業			
土 地 造 成 事 業 費	1,276,989 千円	2,000 千円	1,278,989 千円
本 郷 地 区 土 地 造 成	1,182,761 千円	2,000 千円	1,184,761 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	7,742,917 千円	2,000 千円	7,744,917 千円
第1項 企 業 債	7,583,500 千円	2,000 千円	7,585,500 千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	7,847,405 千円	2,000 千円	7,849,405 千円
第1項 土 地 造 成 費	1,276,989 千円	2,000 千円	1,278,989 千円

（債務負担行為の補正）

第4条 予算第5条の債務負担行為をすることができる限度額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
本 郷 地 区 土 地 造 成 事 業	平成31年度から	13,370	平成31年度から	16,370

平成32年度まで

平成32年度まで

(企業債の補正)

第5条 予算第6条列記中限度額「7,583,500千円」を「7,585,500千円」に改める。

(重要な資産の取得及び処分の補正)

第6条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 処分する資産

地区別	区分	種類	名称	数量	処分の態様	所在地
本郷地区	土地及び	雑種地		115,989㎡	売払い	三原市本郷町船木
		公共用地		56,400㎡	譲与	
	工作物	附属施設	1式	譲与		

平成30年9月18日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第75号議案

平成30年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成30年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）は、次条以下に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成30年度広島県水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
（4）主 要 な 建 設 改 良 事 業			
広島水道用水供給施設建設事業	5,181,374 千円	90,000 千円	5,271,374 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	181,896 千円	30,000 千円	211,896 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	911,228 千円	780,080 千円	1,691,308 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			
第1款 水道用水供給事業収益	11,535,323 千円	18,800 千円	11,554,123 千円
第1項 営 業 収 益	10,218,837 千円	800 千円	10,219,637 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,316,486 千円	18,000 千円	1,334,486 千円
支 出			
第1款 水道用水供給事業費用	9,943,681 千円	58,100 千円	10,001,781 千円
第1項 営 業 費 用	9,152,551 千円	58,100 千円	9,210,651 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5,347,862千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 432,425千円、建設改良積立金 792,455千円、過年度分損益勘定留保資金 1,341,779千円及び当年度分損益勘定留保資金 2,781,203千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	3,073,926 千円	900,020 千円	3,973,946 千円
第2項 補 助 金	1,550,846 千円	381,120 千円	1,931,966 千円
第6項 企 業 債	227,200 千円	518,900 千円	746,100 千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	8,421,728 千円	900,080 千円	9,321,808 千円
第1項 建 設 改 良 費	6,276,911 千円	900,080 千円	7,176,991 千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条列記項目に、次のように加える。

事 項	期 間	限 度 額
沼田川水道用水供給施設建設工事	平成31年度	142,920千円

(企業債の補正)

第6条 予算第9条列記中限度額「227,200千円」を「746,100千円」に改める。

平成30年9月18日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦